

東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月十八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第九号

東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則（平成二十年九月東京都北区規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項ただし書中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改める。
付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月十八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十号

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十四年五月東京都北区規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項第三号の二中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項第四号中「第六十条の四第一項」を「第六十条の四」に改め、同項第十号中「第八条の十九第一項」を「第八条の十九」に改め、同項第十八号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第十八号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十一号

東京都北区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区食品衛生法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

別記第一号様式を次のように改める。

別記第三号様式（表）及び第六号様式（表）中「※」の次に「・※」を加える。

別記第三号様式（表）及び第六号様式（表）中「※」の次に「・※」を加える。

加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区食品衛生法施行細則別記第三号様式、第四号様式及び第六号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十二号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「この条例」を「この規則」に改める。

第三条第一項第一号中「家庭的保育事業者等」の下に「（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第二項及び第三項、第五条第二項、第三項及び第六項、第六条第二項及び第三項並びに第七条第二項から第四項までにおいて同じ。）」を加え、「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第三号中「（居宅訪問型保育事業者を除く。次条第二項及び第三項、第五条第二項、第三項及び第六項、第六条第二項及び第三項並びに第七条第二項から第四項までにおいて同じ。）」を削り、「第四項第一号」を「第六項第一号」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて」に、「者を第一項第二号のをいう」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等

第三条第三項第二号中「区長」を「区」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項各号を次のように改める。

一 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため
の措置が講じられていること。

二 区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第三条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす

3

す」と認めるときは、前項第一号の規定を適用しないことができる。

一 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

二 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

前項各号の保育内容支援連携協力者とは、条例第二十七条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第六条第三項第三号及び第四号中「区長」を「区」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十三号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十五条第三項第一号」を「第十五条第三項」に改める。

第十五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「特定地域型保育事業者」の下に「（条例第四十二条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）」を実施する」に改め、同項第二号中「（条例第四十二条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第三号中「この号」の下に「及び第六項第一号」を加え、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等

第十五条第三項第二号中「市町村」を「区」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項各号を次のように改める。

一 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため
の措置が講じられていること。

二 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第十五条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 区長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満た

たとえ認めるときは、前項第一号の規定を適用しないことができる。

一 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

二 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割

の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする
ための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模

保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業
A型事業者等」という。）であつて、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力
を行うものをいう。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十四日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十四号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二号中「就業手当に相当する退職手当又は同令第八十二条の七第一項に規定する」を削る。

別記第十五号様式を削り、別記第十五号の二様式を別記第十五号様式とし、別記第十五号の三様式を別記第十五号の二様式とし、別記第十五号の四様式を別記第十五号の三様式とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第十五号の二様式から別記第十五号の四様式までの規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

私道に設置する防犯灯施設工事の補助に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十五号

私道に設置する防犯灯施設工事の補助に関する規則の一部を改正する規則
私道に設置する防犯灯施設工事の補助に関する規則（昭和四十四年六月東京都北区規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「照らしている」を「照らす」に改める。

第三条第一項中「に掲げる要件を備える」を「のいずれにも該当する」に改め、
同項第一号中「一・五メートル」を「一米ートル」に、「三十メートル」を「十五メートル」に改め、同項第二号中「公道」の下に「又は私道」を加え、同条第二項中「ことがある」を「ことができる」に改める。

第四条中「第五条」を「次条」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

第十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定により引き渡された防犯灯の維持管理は、申請者が行うのものとす
る。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十六号

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 一般型乳児等通園支援事業（第五条・第六条）

第三章 余裕活用型乳児等通園支援事業（第七条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年三月東京都北区条例第一号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

（衛生管理等）

第三条 条例第十四条に規定する規則で定める基準は、次項から第四項までに定め

るとおりとする。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

4 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（運営規程）

第四条 条例第十六条に規定する規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるものとする。

- 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

- 六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- 七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

第二章 一般型乳児等通園支援事業

（設備）

- 第五条 条例第二十一条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
 - 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
 - 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
 - 四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - 五 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又

は遊戯室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

二階		階
避難用	常用	区分
1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号） 第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する	2 屋外階段	1 屋内階段 施設又は設備

上の階	三階					
四階以上	避難用			常用		
1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第 三項各号に規定する構造の屋内階段	3 屋外階段	2 斜路又はこれに準ずる設備	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第 三項各号に規定する構造の屋内階段	2 屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第 三項各号に規定する構造の屋内階段	4 屋外階段
						2 待避上有効なバルコニー
						3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の 屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

	避難用	
2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）	3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

力 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第六条 条例第二十二條に規定する規則で定める基準は、次項から第四項までに定めるとおりとする。

2 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二條の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

3 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士

とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき二人を下ることはできない。

4

第一項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることが出来る。

一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他のの子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が三人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

第三章 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員）

第七条 条例第二十五条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（保育所に係るものに限る。）

二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

三 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

四 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区奨学資金貸付条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十七号

東京都北区奨学資金貸付条例施行規則を廃止する規則

東京都北区奨学資金貸付条例施行規則（昭和五十一年十二月東京都北区規則第四十六号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に東京都北区奨学資金貸付条例を廃止する条例（令和七年三月東京都北区条例第九号）による廃止前の東京都北区奨学資金貸付条例（昭和五十一年十二月東京都北区条例第五十九号）第四条第二項の規定による決定を受けた者については、この規則による廃止前の東京都北区奨学資金貸付条例施行規則第一条の二、第三条の二及び第四条の二から第十三条までの規定は、この規則の施行の日以後も、なおその効力を有する。

東京都北区国民健康保険高額療養費貸付条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十八号

東京都北区国民健康保険高額療養費貸付条例施行規則を廃止する規則
東京都北区国民健康保険高額療養費貸付条例施行規則（昭和五十二年十月東京都
北区規則第三十二号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十九号

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立公園条例施行規則（昭和三十三年四月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「一、八五六円」を「一、九三三元」に、「一、一〇〇円」を「一、一四五円」に、「一、一三七円」を「一、一四三元」に、「一、一六五円」を「一、一七一円」に、「一、四一二円」を「一、四二九円」に、「一、八二五円」を「一、八五九円」に、「一、五五〇円」を「一、五七二円」に、「一、三七五円」を「一、四三二円」に、「一、〇三八円」を「一、二四五円」に、「一、一〇、八〇〇円」を「一、二八〇円」に、「一、九一二円」を「一、九九七円」に、「一、一六、八七五円」を「一、一七、六二五円」に、「一、四五円」を「一、四七円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区立公園条例施行規則の規定により、既に納付すべきものとされているこの規則の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

東京都北区立児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第二十号

東京都北区立児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立児童遊園条例施行規則（昭和三十三年五月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表(1)中「一、八五六円」を「一、九三三元」に、「一三七円」を「一四三元」に、「一六五円」を「一七一円」に、「四一二円」を「四二九円」に、「八二五円」を「八五九円」に、「一、三七五円」を「一、四三二円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、二八〇円」に、「一六、八七五円」を「一七、六二五円」に、「一、〇三八円」を「一、二四五円」に改め、同表(2)中「四五円」を「四七円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区立児童遊園条例施行規則の規定により、既に納付すべきものとされているこの規則の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十一号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の四の見出し中「制限」を「免除等」に改め、同条第一項中「第九条の三第一項又は」を「第九条の三第一項の規定による超過勤務の免除又は」に、「超過勤務制限開始日」を「超過勤務免除等開始日」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「超過勤務制限開始日」を「超過勤務免除等開始日」に改め、同条第七項中「超過勤務制限開始日」を「超過勤務免除等開始日」に改め、同条第二号中「、条例第九条の三第一項の規定による請求にあつては三歳に、条例第九条の四第一項の規定による請求にあつては」を削り、同条第十項中「条例第九条の三第一項又は」を「第九条の三第一項の規定による超過勤務の免除又は」に、「同条第一項又は」を「同条第一項の規定による超過勤務の免除又は」に、「条例第九条の三第一項」を「、条例第九条の三第一項」に、「に係る期間」とあるのは「条例」を「」とあるのは「」に、「請求に係る期間」と、「を」請求」と、「に」、「第九項」を「前項」に改める。

第二十四条の五の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条第一項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に、「十二歳に達する日又は小学校、義

義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある」を「次に掲げる」に、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「疾病」に、「を行うことをいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又は入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。第六項において同じ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 満十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、満十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子

二 満十二歳に達する日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

ロ 児童福祉法第十二条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所に

ハ おいて知的障害者と判定を受け療育手帳又は愛の手帳の交付を受けている者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

ホ 特別支援学校の中学部、特別支援学校の高等部若しくは特別支援学級に在籍する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百四十条の規定により特別の教育課程が編成されている者

第二十四条の五第二項から第四項までの規定中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第五項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に、「時間」を「時間」に改め、同条第六項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第二十五条の二第三項中「この項」の下に「及び次条第三項」を加え、「又は条例第十五条第一項の規定による育児時間」を「（以下この項及び次条第三項において「高齢者部分休業」という。）」、条例第十五条第一項の規定による育児時間（以

下この項及び次条第三項において「育児時間」という。）又は条例第十六条の三第一項の規定による子育て部分休暇（以下この項において「子育て部分休暇」という。）に、「当該高齢者部分休業又は当該育児時間」を「高齢者部分休業、育児時間又は子育て部分休暇」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（子育て部分休暇）

第二十五条の三 条例第十六条の三第一項に規定する東京都北区規則で定める子は、次に掲げる子をいう。

一 満十二歳に達する日以後の最初の四月一日から小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある当該職員又はその配偶者等の子

二 満十二歳に達する日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員又はその配偶者等の子であつて、第二十四条の五第一項第二号イからホまでのいずれかに該当するもの

2 子育て部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として承認する。

3 育児部分休業、高齢者部分休業、育児時間又は条例第十六条の二第一項の規定による介護時間（以下この項において「介護時間」という。）の承認を受けて勤

務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から育児部分休業、高齢者部分休業、育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 任命権者は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までにシステムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、子育て部分休暇を利用する日の前日までに子育て部分休暇承認申請書（別記第五号の三様式）又は子育て部分休暇承認取消申請書（別記第五号の四様式）により行うものとする。

6 任命権者は、子育て部分休暇の申請について、条例第十六条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつた場合には、その効力を失う。

8 任命権者は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつたとき。

二 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、システムに所要事項を入力することにより任命権者に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、別記第五号の五様式により任命権者に届け出なければならない。

（介護休暇対象親族等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等）
第二十五条の四 条例第十六条の四第一項の東京都北区規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

一 条例第十六条第一項に規定する介護休暇

二 条例第十六条の二第一項に規定する介護時間

三 条例第九条の二第二項において準用する同条第一項の規定による深夜勤務の

- 制限
- 四 条例第九条の三第二項において準用する同条第一項の規定による超過勤務の免除
- 五 条例第九条の四第二項において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限
- 六 条例第十五条第一項に規定する短期の介護休暇
- 第二十五条の五 条例第十六条の四第一項の東京都北区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 介護両立支援制度等
- 二 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第七十条の四第一項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- 2 条例第十六条の四第一項又は第二項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第一項の規定による場合における第三号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によつて行わなければならない。
- 一 面談による方法
- 二 書面を交付する方法

三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するため用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第二十五条の六 条例第十六条の四第一項の東京都北区規則で定める措置（第三号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

一 面談

二 書面の交付

三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十五条の七 条例第十六条の五第一項第三号の東京都北区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

一 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

二 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

第二十六条中「前条」を「第二十五条の二」に改める。

別記第三号の二様式中「深夜勤務制限・超過勤務制限請求書」を「深夜勤務制限・超過勤務免除等請求書」に、

「次のとおり」
「☐養育のため」
「☐深夜における勤務の制限」を請求します。

（☐超過勤務の制限
（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
第9条の3 ☐ 第9条の4）

「次のとおり」
「☐養育のため」
「☐深夜における勤務の制限
☐超過勤務の免除
☐超過勤務の制限」を請求します。

「
超過勤務の制限
」

「
超過勤務の免除・制限
」

に改める。

別記第三号の三様式中「超過勤務の制限」を「超過勤務の免除等」に改める。
別記第五号の二様式の次に次の三様式を加える。

第5号の3様式（第25条の3関係）

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 申 請 書

年 月 日提出

(任命権者) 殿		申 請 者	所 属							
			職務名							
			氏 名							
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。										
1 申請に係る子	氏 名									
	続 柄 等									
	生 年 月 日		年 月 日							
2 申 請 期 間 及 び 時 間	期 間				時 間					
	年 月 日から		☐ 毎日	午前	時	分から	☐ その他 ()	午後	時	分から
	年 月 日まで			時	分まで	時		分まで		
	年 月 日から		☐ 毎日	午前	時	分から	☐ その他 ()	午後	時	分から
	年 月 日まで			時	分まで	時		分まで		
	年 月 日から		☐ 毎日	午前	時	分から	☐ その他 ()	午後	時	分から
年 月 日まで		時		分まで	時	分まで				
3 備 考										
※承認権者記入欄 ☐ 承認 ☐ 不承認							決 裁 欄			

注 ① 請求に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。

② 該当する□には $\surd$ 印を記入すること。

処 理 欄	人事担当		給与担当		福利担当	

第5号の4様式（第25条の3関係）

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 取 消 申 請 書

年 月 分

(任命権者) 殿				所属					
				職務名					
				氏名					
次のとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。									
日付	休暇の承認を取り消された時間				時間数 時間 分	申請者印	承認権者印	担当者印	備考
	午前		午後						
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
月 間 計					時間 分				

養育状況変更届

年 月 日 提出

（任命権者）

殿

所 属

職務名

氏 名

次のとおり 子育て部分休暇 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届 出 の 事 由

☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。

☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病 ☐ その他（ ）

☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。

☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した。

☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された。

☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

☐ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。

☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。

☐ その他（ ）

2 届出事由が発生した日

年 月 日

（注）該当する□にはレ印を記入すること。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十四条の五に規定する子の看護等休暇及び第二十五条の三に規定する子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第三号の二様式及び第三号の三様式の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十二号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「制限」を「免除等」に改め、同条中「制限」を「免除及び制限」に改める。

第十五条中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第二十六条の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条第一項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に、「十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある」を「次に掲げる」に、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又は入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 満十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援

学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、満十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子

二 満十二歳に達する日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受け療育手帳又は愛の手帳の交付を受けている者

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

ホ 特別支援学校の中学部、特別支援学校の高等部若しくは特別支援学級に在籍する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百十条の規定により特別の教育課程が編成されている者

第二十六条第二項から第五項までの規定中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第六項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第二十八条第一項中「限る。」の下に「第三十一条の四において「介護休暇対象親族等」という。」を加える。

第三十条第三項中「又は第二十一条第一項に規定する育児時間」を「、第二十一条第一項に規定する育児時間又は第三十一条の二第一項に規定する子育て部分休暇」に、「基準時間」を「二時間（基準時間が二時間を下回る場合は、基準時間）」に、「又は当該育児時間」を「、当該育児時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

第三十一条の次に次の四条を加える。

（子育て部分休暇）

第三十一条の二 任命権者は、会計年度任用職員が次に掲げる子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

一 満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後

の最初の三月三十一日までの間にある当該会計年度任用職員又はその配偶者等の子

二 満十二歳に達する日以後の最初の四月一日から小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある当該職員又はその配偶者等の子

三 満十二歳に達する日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員又はその配偶者等の子であつて、第二十六条第一項第二号イからホまでのいずれかに該当するもの

2 子育て部分休暇の承認は、申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間（基準時間が二時間を下回る場合は、基準時間）を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 職員の育児休業等に関する条例第十五条第一項に規定する部分休業、第二十一条第一項に規定する育児時間又は第三十条第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用職員に対する子育て部分休暇の承認について、一日につき二時間（基準時間が二時間を下回る場合は、基準時間）から当該育児時間、当該介護時間又は当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 任命権者は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 職員勤務時間規則第二十五条の三第五項から第九項までの規定は、会計年度任用職員の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。

（子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用職員）

第三十一条の三 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。

一 当該会計年度任用職員について定められた一週間の勤務日数が三日以上又は一年間の勤務日数が百二十一日以上であること。

二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があること。

（介護休暇対象親族等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等）

第三十一条の四 条例第十六条の四及び職員勤務時間規則第二十五条の四から第二十五条の六までの規定は、介護休暇対象親族等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十一条の五 条例第十六条の五及び職員勤務時間規則第二十五条の七の規定は、会計年度任用職員の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十三号

職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（令和五年十月東京都北区規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の下に「又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十四号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年三月東京都北区規則第五号）
の一部を次のように改正する。

第六条中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に改める。
第十七条第一項第三号中「その他これ」を「、同法第七十条の三第一項に規定する育児休業支援手当金その他これら」に改める。
別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条、第5条関係）

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日提出

(任命権者) 殿	請 求 者	所 属		
		職務名		
		氏 名		
次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 育児休業の期間の延長 を請求します。				
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日	年 月 日		
2 請求内容	☐ 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） ☐ 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合の者に限る。） ☐ 育児休業の期間の最初の延長 ☐ 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）			
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
5 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	氏 名			
	育児休業期間	年 月 日から 年 月 日まで		
6 備 考				
※承認権者記入欄 ☐ 承認 ☐ 不承認		決 裁 欄		

(裏面)

記入上の注意

- 1 請求（条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
- 2 「2 請求内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ。）。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以降の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の提示は、出生後速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職務名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口には $\angle$ 印を記入すること。

処 理 欄	人事担当		給与担当		福利担当	

別記第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日提出

(任命権者) 殿	請	所属		
	求	職務名		
	者	氏名		
次のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。 育児短時間勤務の期間の延長				
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日		年 月 日	
2 請求内容	☐ 育児短時間勤務の承認 ☐ 育児短時間勤務の期間の延長			
	☐ 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)			
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 の勤務形態)			
	勤務の日及び時間帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)		
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
6 備 考				
※承認権者記入欄 ☐ 承認 ☐ 不承認		決 裁 欄		

- (注) ① 請求に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
- ② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以降の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の提示は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- ④ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

処理欄	人事担当		給与担当		福利担当	

第5号様式（第13条関係）

部分休業承認請求書

年 月 日提出

(任命権者)	殿	請	所 属						
		求	職務名						
		者	氏 名						
次のとおり部分休業の承認を請求します。									
1 請求に係る子	氏	名							
	続	柄	等						
	生	年	月	日	年 月 日				
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間				時 間				
	年	月	日	から	☐ 毎日	午前	時	分から	
	年	月	日	まで	☐ その他 ()	午後	時	分まで	
	年	月	日	から	☐ 毎日	午前	時	分から	
	年	月	日	まで	☐ その他 ()	午後	時	分まで	
3 備 考									
※承認権者記入欄 ☐ 承認 ☐ 不承認					決 裁 欄				

注 ① 請求に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。

② 該当する□には $\surd$ 印を記入すること。

处理欄	人事担当		給与担当		福利担当	

別記第六号様式中「及び~~第15条~~」を「、~~第15条~~」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の育児休業等に関する条例施行規則別記第一号様式及び第四号様式から第六号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第二十五号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「の各号」を削り、第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 病気休暇（一会計年度当たり、病気休暇を開始する日から起算して引き続く五日を限度とする。）

第二十四条第三項中「又は育児休業法」を「、育児休業法」に改め、「部分休業により勤務しない時間」の下に「又は会計年度任用職員勤務時間規則第三十一条の二に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間」を加える。

第二十四条の二第三項中「若しくは会計年度任用職員勤務時間規則」を「、会計年度任用職員勤務時間規則」に改め、「介護時間」という。）の下に「若しくは子育て部分休暇」を加え、同条第五項中「介護時間」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

付
則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第二十六号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている職員（以下「大学院修学休業中の職員」という。）

第二条第二項第一号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第二条の二中「の各号」を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 大学院修学休業中の職員として在職した期間

第四条第一項中「第八号」を「第九号」に、「第九号」を「第十号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 大学院修学休業中の職員として在職した期間

第四条第五項中「又は修学部分休業」を「、修学部分休業」に改め、「部分休

業により勤務しない時間」の下に「又は勤務時間条例第十六条の三に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間」を加える。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第二十七号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている職員（以下「大学院修学休業中の職員」という。）

第二条第二項第一号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第二条の二中「の各号」を削り、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 大学院修学休業中の職員として在職した期間

第三条第三項中「結核休養期間」という。）の下に「又は教育公務員特例法第十四条に掲げる事由に該当して休職されている期間（以下「結核休職期間」という。）」を加え、同項第三号中「結核休養期間」の下に「及び結核休職期間」を加え、「同項第十号に掲げる期間」を「結核休養期間及び結核休職期間」に改める。

第三条の二第一項中「第九号」を「第十号」に、「第十号」を「第十一号」に、「第十四号」を「第十六号」に改め、第十七号を第十九号とし、第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 結核休職期間

第三条の二第一項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 大学院修学休業中の職員として在職した期間

第三条の二第五項中「若しくは勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「介護時間」という。」「の下に「若しくは勤務時間条例第十六条の三に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、同条第七項中「又は」を「、子育て部分休暇又は」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十八号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条危機管理室の部に次のように加える。

地域防災推進課

第八条地域振興部の部地域振興課の項の次に次のように加える。

文化施策推進課

第八条福祉部の部介護保険課の項中「給付調整係」を

「管理計画係

介護給付係に改める。

事業者支援係」

第十条広報課の部中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を削り、同部第八号中「及び広聴」を削り、同号を同部第五号とし、同部に次のように加える。

課務担当主査

- 一 広聴活動の企画及び調整に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 二 区民の要望及び苦情についての窓口相談、あつせん及び処理に関するこ

と。

三 区民相談に関すること。

四 その他広聴に関すること。

第十一条の二防災・危機管理課の部中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、同部第七号中「防災無線通信」を「防災無線通信及び防災情報システム」に改め、同号を同部第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 防災センターに関すること。

第十一条の二防災・危機管理課の部第八号中「関すること」の下に「（他に規定するものを除く。）」を加え、同号を同部第六号とし、同部中第九号を第七号とし、第十号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同部中

「課務担当主査

一 区民防災組織に関すること。

二 防災意識の高揚及び啓発に関すること。
を削り、

三 防災訓練に関すること。
」

同条に次のように加える。

地域防災推進課

- 一 区民防災組織に関すること。
- 二 防災意識の高揚及び啓発に関すること。
- 三 防災訓練に関すること。
- 四 防災施設の設置及び維持管理に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 五 消防関係機関との連絡調整に関すること。
- 六 消防団に関すること。

第十一条の三地域振興課の部地域振興係の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同部中

「課務担当主査

- 一 区の文化施策に関すること。」

を削り、同部の次に次のように加える。

文化施策推進課

- 一 区の文化施策に関すること。
- 二 文化振興財団に関すること。
- 三 （仮称）芥川龍之介記念館に関すること。
- 四 ドナルド・キーン顕彰事業に関すること。

第十二条 戸籍住民課の部 個人番号カード交付係の項に次の一号を加える。

三 公的個人認証に関すること。

第十二条 国保年金課の部 国保給付係の項第五号を削る。

第十二条の三 地域福祉課の部 地域福祉係の項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 地域保健福祉に関する調査、計画及び調整に関すること（他に規定するものを除く。）。

第十二条の三 地域福祉課の部 事業調整係の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「社会福祉法人に関する報告の徴収、指導監査及び社会福祉充実計画の承認」を「区が所轄庁となる社会福祉法人」に改め、同号を同項第五号とする。

第十二条の三 介護保険課の部 給付調整係の項中「給付調整係」を「管理計画係」に改め、同項第三号中「広報及び」を削り、同項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十三号までを削り、第十四号を第六号とし、第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

介護給付係

一 介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の給付に関すること。

二 高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給に関するこ
と。

三 セルフプランの受付及び作成指導に関すること。

四 介護保険システムの運用及び調整に関すること。

事業者支援係

一 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定及び監督に関すること。

二 介護給付等対象サービス事業者の指導監査に関すること。

三 介護給付等対象サービス事業者の支援に関すること。

四 介護給付等対象サービス事業者の苦情相談に関すること。

五 不正利得に関すること。

六 保険給付の適正化に関すること。

第十二条の三 介護保険課の部認定調査係の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同部介護保険料係の項第一号中「第一号被保険者の資格管理」を「被保険者資格の管理」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号中「減免」の下に「及び徴収猶予」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号及び第十三号を削る。

第十五条土木政策課の部事業計画係の項第二号中「関すること」の下に「（他に規定するものを除く。）」を加え、同条道路公園課の部公園係の項第一号中「関すること」の下に「（他に規定するものを除く。）」を加え、同部に次のように加える。

課務担当主査

- 一 公園等の魅力向上に係る調整及び計画に関すること。
- 二 公園等の活用に関すること。

別表第一第六号(二)中

「同

中里保育園

中里三の一一の一八

を

同

桐ヶ丘南保育園

赤羽西五の五の七―一〇一」

「同

桐ヶ丘南保育園

赤羽西五の五の七―一〇一」に改める。

別表第三中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

三十三 東京都北区子どもの権利委員会

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十九号
 東京都北区公印規則の一部を改正する規則
 東京都北区公印規則（昭和三十二年八月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。
 第四条第二項第二号中「前項」を「前号」に改める。
 別表第一専用東京都北区印の部3の2の項中「福祉部介護保険課給付調整係長」を「福祉部介護保険課管理計画係長」に改め、同表専用北区印の部4の3の項の次に次のように加える。

4 の 4	同	同	個人番号カード	区民部戸籍住民課個人番号カード交付係長
-------------	---	---	---------	---------------------

別表第一専用東京都北区長印の部11の14の項及び11の15の項を次のように改める。

11 の 14 及び 11 の 15	削除
--------------------------------------	----

別表第一専用東京都北区長印の部 11 の 16 の項中

同

同

を

てん書

方二一ミリ
メートル

に改め、同部 17 の 5 の項中「福祉部介護保険課給付調整

係長」を「福祉部介護保険課管理計画係長」に改め、同表専用東京都北区長代理之
印の部 23 の 14 の項及び 23 の 15 の項を次のように改める。

23 の 14
及び 23
の 15

削除

別表第一専用東京都北区長代理之印の部 23 の 16 の項中

同

同

を

てん書

方二一ミリ
メートル

に改め、同部 29 の 5 の項中「福祉部介護保険課給付調

「整係長」を「福祉部介護保険課管理計画係長」に改める。

別表第二中

7・8・9・10・
11・11の2・11の
3・11の4・11の
5・11の6・11の
7・11の9・11の
10・11の11・11の
13・11の15・11の
16・11の17・11の
18・13の5・17の
4・17の5・17の
6・17の8・17の
9・17の10・17の
11・17の12・17の
13・17の14・17の
15

専 用	代 理 之 印	東 京 都 北 区 長	何 事 務
--------	------------------	----------------------------	-------------

を

7・8・9・10・
11・11の2・11の
3・11の4・11の
5・11の6・11の
7・11の9・11の
10・11の11・11の
13・11の16・11の
17・11の18・13の
5・17の4・17の
5・17の6・17の
8・17の9・17の
10・17の11・17の
12・17の13・17の
14・17の15

専 用	北 区 長 印	東 京 都	何 事 務
--------	------------------	-------------	-------------

に、

19・20・21・22・
23・23の2・23の
3・23の4・23の
5・23の6・23の
7・23の9・23の
10・23の11・23の
13・23の15・23の
16・23の17・23の
18・25の5・29の
4・29の5・29の
8・29の9・29の
10・29の11・29の
12・29の13・29の
14

専 用	代 理 之 印	東 京 都 北 区 長	何 事 務
--------	------------------	----------------------------	-------------

を

に改める。

19・20・21・22・
23・23の2・23の
3・23の4・23の
5・23の6・23の
7・23の9・23の
10・23の11・23の
13・23の16・23の
17・23の18・25の
5・29の4・29の
5・29の8・29の
9・29の10・29の
11・29の12・29の
13・29の14

専 用	代 理 之 印	東 京 都 北 区 長	何 事 務
--------	------------------	----------------------------	-------------

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第三十号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第六項を削る。

付則第五項に次の一号を加える。

五 子どもの・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の十四第二項の規定に基づき窓口交付方式により支払う妊婦支援給付金

別表福祉部介護保険課給付調整係長の項を削る。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十一号

東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則（令和六年三月東京都北区規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「利用調整」を「利用調整」に、「利用調整」を「利用調整」に改める。

別表第二中「利用調整」を「利用調整」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則別表第一及び別表第二の規定は、令和七年五月一日以後に保育の利用を開始する場合の利用申請に係る利用調整について適用し、同日前のものに係る利用調整については、なお従前の例による。

東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十二号

東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則の一部を改正する規則

東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則（令和五年六月東京都北区規則第五十号）の一部を次のように改正する。

本則中「大飼 武」を「小林 孝」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十三号

東京都北区医療法施行細則

東京都北区医療法施行細則の一部を改正する規則
（平成九年三月東京都北区規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「（診療用放射性同位元素使用器具等の備付届）」に改め、同条中「省令」の下に「第二十七条の三第一項又は」を、「診療所に」の下に「診療用放射性同位元素使用器具、」を加え、「及び」を「又は」に改める。

第二十一条中「第二十七条第三項」の下に「、第二十七条の三第二項」を、「診療用放射線照射器具」の下に「、診療用放射性同位元素使用器具」を加える。

第二十二条第二号中「診療用高エネルギー放射線発生装置に関する変更届」の下に「、診療用粒子線照射装置に関する変更届」を、「放射性同位元素装備診療機器に関する変更届」の下に「、診療用放射性同位元素使用器具に関する変更届」を加える。

第二十三条第二号中「診療用高エネルギー放射線発生装置廃止届」の下に「、診療用粒子線照射装置廃止届」を、「放射性同位元素装備診療機器廃止届」の下に「、診療用放射性同位元素使用器具廃止届」を加え、同条第三号中「診療用放射性同位元素廃止後の措置届」を「診療用放射性同位元素使用器具廃止の措置届、診療用放射性同位元素廃止後の措置届」に改める。

別記第二十五号様式

(第1片)

(表)

から
同様
式

(第2片)

(表)

まで
を次
のよ
うに
改め
る。

（第1片）

（表）

年 月 日			
東京都北区長 殿			
管理者		住 所 氏 名	
診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 備 付 届			
下記のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項及び医療法 施行規則第24条の2の規定により届け出ます。			
記			
診 療 所	名 称		
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()	
診療用エックス線装置に関する事項	製 作 者 名		
	型 式		
	連 続	キ ロ ボ ル ト (k V)	
	定 格 出 力 短 時 間	ミ リ ア ン ペ ア (m A)	
		キ ロ ボ ル ト (k V)	
	蓄 放 式	ミ リ ア ン ペ ア (m A) 秒	
		キ ロ ボ ル ト (k V)	
		マイクロファラッド (μ F)	
	エ ッ ク ス 線 管 の 数	管 球	
	用 途	一 般 撮 影 ・ 透 視 ・ C T ・ 歯 科 用 そ の 他 ()	
エックス線診療に従事する 医師、歯科医師、診療放射 線技師又は診療エックス線 技師の氏名及び経歴	氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴
備 付 年 月 日		年 月 日	

（日本産業規格A列4番）

診療用エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管及び照射筒の遮蔽		有	・	無
	総 過		ミリメートル	・	アルミニウム当量 モリブデン当量
	透視装置	患者への入射線量率50ミリグレイ／分	以下	・	超える
		一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー	有	・	無
		高 線 量 率 透 視 制 御	有	・	無
		焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような装置又はインターロック	有	・	無
		受像面を超えないように照射野を絞る装置	有	・	無
		受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ／時（接触可能表面から10センチメートル）	以下	・	超える
		最大受像面を3センチメートル超える部分を通過したエックス線が150マイクログレイ／時（接触可能表面から10センチメートル）	以下	・	超える
		利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽するための適切な手段	有	・	無
	撮影装置	照 射 野 絞 り 装 置	有	・	無
		医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離	以上	・	未満
	胸部間接撮影装置 集検用	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置	有	・	無
		接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ／1ばく射以下となる受像器の一次遮蔽体	有	・	無
		10センチメートルにおいて1マイクログレイ／1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮蔽物	有	・	無
	移動型・携帯型装置等	エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作できる構造	有	・	無
		装 置 の 保 管 場 所			
	治療用装置	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック	有	・	無
	口腔内撮影装置	照射筒先端における照射野の直径	センチメートル		
	手持ち口内法撮影装置	70キロボルト0.25ミリメートル鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造	有	・	無

(第2片)

(表)

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使 用 の 場 所		
	診療室の防護物の概要	遮蔽物 遮蔽物を設ける場所	構 造 、 材 料 、 厚 さ
		天 井	
		床	
		周囲の画壁等	(東)
			(西)
			(南)
			(北)
			監 視 用 窓
		出 入 口 の 扉	
		そ の 他 の 開 口 部	
		操 作 室	有 ・ 無 ()
		診 療 室 の 標 識	有 ・ 無

(日本産業規格A列4番)

別記第二十六号様式

(第1片)

(表)

を次のように改める。

第26号様式（第16条関係）

（第1片）

（表）

年 月 日			
東京都北区長 殿			
管理者住所 氏 名			
診療用高エネルギー放射線発生装置備付届			
下記のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置を備えるので、医療法第15条 第3項及び医療法施行規則第25条の規定により届け出ます。			
記			
診 療 所	名 称		
	所 在 地		電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()
診療放射線発生装置に関する事項 （放射線発生装置に関する事項）	製 作 者 名		
	型 式		
	定格出力	電 子 線	メガ電子ボルト (MeV)
		エ ッ ク ス 線	メガボルト (MV)
放射線診療に関する事項 （放射線診療に関する事項）	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
予 定 使 用 開 始 時 期		年 月 日	

（日本産業規格A列4番）

のように改める。

別記第二十六号様式

(第1片)

(裏)

中「漸くて遂」を「漸_ナ漸_ナ遂」に改め、同様式

(第 2 片)

を次

(第2片)

診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の概要の	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無
	出入口の使用自動表示		有 ・ 無
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有 ・ 無
	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		立入制限措置	有 ・ 無
		標識	有 ・ 無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
その他	取扱者の被ばく測定器具		

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図は、照射方向、発生管の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定記録は、届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十七号様式

(第1片)

(表)

を次のように改める。

第 2 7 号様式（第 1 7 条関係）

（第 1 片）

（表）

年 月 日			
東京都北区長 殿			
管理者住所 氏 名			
診療用放射線照射装置備付届			
下記のとおり診療用放射線照射装置を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第26条の規定により届け出ます。			
記			
診療所	名 称		
	所 在 地	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()	
診療用放射線照射装置に関する事項	製 作 者 名		
	型 式 及 び 個 数		
	装備する放射性同位元素の種類		
	装備する放射性同位元素の数量（ベクレル）		
	用 途		
放射線診療科医師、放射線技師、放射線歯科医師の氏名及び診療経歴	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
予 定 使 用 開 始 時 期		年 月 日	

（日本産業規格 A 列 4 番）

を次のように改める。

別記第二十七号様式

(第1片)

(裏)

中「
𪛗
𪛗
𪛗
」を「
𪛗𪛗𪛗
」に改め、
同様式

(第2片)

(表)

(第2片)

(表)

治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料		
	遮蔽物 遮蔽物を設ける場所		構造、材料、厚さ		
	治療病室の防護物の概要	天	井		
		床			
	周囲の画壁等	(東)			
		(西)			
		(南)			
		(北)			
		出入口の扉			
	その他の開口部				
出入口の数		通常出入口 非常口	箇所 箇所		
治療病室の標識		有 ・ 無			
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱		
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり		
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫 その他 ()		
	貯蔵施設の遮蔽材料				
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数		通常出入口	箇所・非常口 箇所
		特定防火設備に該当する防火戸		有 ・ 無	
		閉鎖設備		かぎ・その他 ()	
	貯蔵箱の閉鎖設備		有 ・ 無		
	貯蔵容器の遮蔽材料				
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有 ・ 無		
標識		有 ・ 無			

(日本産業規格A列4番)

別記第二十八号様式

(第1片)

(表)

を次のように改める。

第 2 8 号様式（第 1 8 条関係）

（第 1 片）

（表）

				年	月	日
東京都北区長		殿		管理者住所 氏 名		
診療用放射線照射器具備付届						
下記のとおり診療用放射線照射器具を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の規定により届け出ます。						
記						
診療所	名 称					
	所 在 地		電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()			
診療用放射線照射器具に関する事項	放射性同位元素の種類					
	物理的半減期					
	型 式					
	1 個当たりの数量（ベクレル）及び個数					
	物理的 半減期 30日以下 のもの	年間使用予定数量 （ベクレル）				
		最大貯蔵予定数量 （ベクレル）				
		一日最大使用予定 数量（ベクレル）				
用 途						
放射線 診療医 に師 氏 従 事 は 及 ぶ 診 療 経 歴	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴			
予 定 使 用 開 始 時 期			年 月 日			

（日本産業規格 A 列 4 番）

を次のように改める。

別記第二十八号様式

(第1片)

(裏)

中「𪛗𪛗𪛗」を「𪛗𪛗𪛗」に改め、同様式

(第 2 片)

(表)

(第2片)

(表)

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室・貯蔵箱	
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり	
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫 その他()	
	貯蔵施設の遮蔽材料			
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口 箇所・非常口 箇所	
		特定防火設備に該当する防火戸	有 ・ 無	
		閉鎖設備	かぎ・その他()	
	貯蔵箱の閉鎖設備		有 ・ 無	
	貯蔵容器の遮蔽材料			
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有 ・ 無	
標 識		有 ・ 無		
運搬容器の放射線障害の防止に関する概要	容 器 の 構 造			
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有 ・ 無	
	標 識		有 ・ 無	
診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無	
	面壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有 ・ 無	
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面の通り	
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無	
		立入制限措置	有 ・ 無	
		標 識	有 ・ 無	
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無	
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無	
	その他	取扱者の被ばく測定器具		

(日本産業規格A列4番)

別記第二十九号様式
(表)
を次のように改める。

第 2 9 号様式（第 1 9 条関係）

（表）

年 月 日			
東京都北区長 殿			
管理者住所 氏 名			
放射性同位元素装備診療機器備付届			
下記のとおり放射性同位元素装備診療機器を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の2の規定により届け出ます。			
記			
診療所	名 称		
	所 在 地	電 話 番 号 ()	ファクシミリ番号 ()
放射性同位元素装備診療機器に関する事項	製 作 者 名		
	型 式		
	装備する放射性同位元素の種類		
	装備する放射性同位元素の数量（ベクレル）		
	用 途		
放射線診療に師範に従事する医師の氏名及び経歴	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
予 定 使 用 開 始 時 期		年 月 日	

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記第二十九号様式裏中「」を「」に改める。

別記第三十号様式
(第1片)
(表)
を次のように改める。

第30号様式（第20条関係）

（第1片）

（表）

年 月 日			
東京都北区長 殿			
診療用放射性同位元素使用器具		管理者住所 氏 名	
診療用放射性同位元素		備 付 届	
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素			
診療用放射性同位元素使用器具			
下記のとおり 診療用放射性同位元素 を備えるので、			
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素			
医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第1項又は第28条第1項の規定により届け出ます。			
診療所	名 称		
	所 在 地	電 話 番 号 () ファクシミリ ()	
診具陽位 療電元 用診子素 放療断に 射用層関 性放撮す 同射影る 位性診事 元同療項 素位用 使元放 用素射 器又は性 は同	種 類		
	形 状		
	年 間 使 用 予 定 数 量 (ベクレル)		
	最 大 貯 蔵 予 定 数 量 (ベクレル)		
	3 月 間 最 大 使 用 予 定 数 量 (ベクレル)		
	1 日 最 大 使 用 予 定 数 量 (ベクレル)		
放師び 射又経歴 線は 診療は に歯 従科 事師 するの 氏氏 名名 及及 医医	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
予 定 使 用 開 始 時 期		年 月 日	

（日本産業規格A列4番）

別記第三十号様式

(第1片)

(裏)

中「診療用放射性同位元素使用室」を「診療用放射性同

位元素使用器具、診療用放射性同位元素使用室」に、「~~診療用放射性同位元素使用室~~」を「~~診療用放射性同位元素使用室~~」

に改め、同様式

(第2片)

(表)

を次のように改める。

(第2片)

(表)

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵方法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート ・ 金庫 その他 ()
	貯蔵施設の遮蔽材料		
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口 箇所 ・ 非常口 箇所
		特定防火設備に該当する防火戸	有 ・ 無
		閉鎖設備	かぎ ・ その他 ()
	貯蔵箱の閉鎖設備		かぎ ・ その他 ()
	貯蔵容器の構造及び汚染防止措置	遮蔽材料	
		空気汚染防止措置	有 ・ 無
液体のこぼれ防止措置		有 ・ 無	
浸透防止措置		有 ・ 無	
受皿 ・ 吸収材		有 ・ 無	
貯蔵物の種類及び数量の表示		有 ・ 無	
標 識		有 ・ 無	
貯蔵室の標識		有 ・ 無	
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	気体汚染発生防止措置		有 ・ 無
	液体のこぼれ ・ 浸透防止措置		有 ・ 無
	受皿 ・ 吸収材		有 ・ 無
	運搬物の種類及び数量の表示		有 ・ 無
	標 識		有 ・ 無

(日本産業規格A列4番)

別記第三十号様式

(第2片)

(裏)

中「    」を「    」に改める。

別記第三十一号様式を次のように改める。

第 3 1 号様式（第 2 1 条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

管理者住所
氏 名

診療用放射性線照射器具
診療用放射性同位元素使用器具
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

翌年使用予定届

医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条第3項
医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第2項
下記のとおり、 医療法第15条第3項及び医療法施行規則第28条第2項 の規定により
医療法第15条第3項及び医療法施行規則第28条第2項

物理的半減期30日以下の診療用放射線照射器具

診療用放射性同位元素使用器具

診療用放射性同位元素

の翌年における使用予定を届け出ます。

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

記

診療所		名 称	
		所 在 地	電話 () ファクシミリ ()
翌年使用予定放射性物質	物理的半減期30日以下の放射線照射器具	種 類	
		型 式	
		個 数	
		数 量 (ベクレル)	
	診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	種 類	
		形 式	
		数 量 (ベクレル)	

(日本産業規格A列4番)

別記第三十三号様式を次のように改める。

第 3 3 号様式（第 2 2 条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

管理者住所

氏 名

診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置

診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器

診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

に関する変更届

下記のとおり、（使用室・貯蔵施設・廃棄施設・従事職員）を変更するので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第2項の規定により届け出ます。

記

診療所	名 称	
	所 在 地	電話 () ファクシミリ ()
変更しようとする理由		
変 更 年 月 日		年 月 日
変更しようとする事項	変 更 前	
	変 更 後	

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記第三十五号様式及び第三十六号様式を次のように改める。

年 月 日

東京都北区長 殿

管理者住所
氏 名

診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置

診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器 廃止届

診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素

下記のとおり廃止したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規
 医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第3項
 定により届け出ます。

記

診療所	名 称	
	所 在 地	電話 () ファクシミリ ()
廃止した装置、器具、機器又は放射性同位元素	種 類	
	型 式 又 は 形 状	
	廃止時における放射線源の数値（ベクレル）	
	廃 止 し た 理 由	
	廃 止 年 月 日	年 月 日
	廃止後の処分方法	
廃止後の使用室等の用途		

(日本産業規格A列4番)

第36号様式（第23条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

管理者住所
氏 名

診療用放射性同位元素使用器具

診療用放射性同位元素

廃止後の措置届

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

年 月 日付けをもって廃止した診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素については、下記のとおり措置したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第3項の規定により届け出ます。

記

診療所	名 称	
	所 在 地	電話 () ファクシミリ ()
診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素による汚染除去の概要		
診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要		

注意事項

診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。

（日本産業規格A列4番）

付 則

（施行期日）

1

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第二十五号様式（第1片）（表）から

同様式（第2片）（表）までの改正規定（第二十五号様式（第1片）（裏）に係る部分に限る。）は、令和

七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2

この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区医療法施行細則の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用する事ができる。

東京都北区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十四号

東京都北区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区児童福祉法施行細則（昭和四十年三月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第三項中「医療型児童発達支援に係る通所給付決定を」を「法第二十条の五の二十九第一項の規定により肢体不自由児通所医療費の支給を決定」に改める。

別記第二号様式(表)を次のように改める。

第2号様式（第2条の2関係）

（表）

障害児通所給付費支給申請書兼
利用者負担額減額・免除等申請書

東京都北区長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名	個人番号：		年 月 日
	居 住 地	〒 電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	支給申請に係る 児 童 氏 名	個人番号：	続 柄	
	身体障害者 手帳番号	療育手帳 番 号	精神障害者保健 福祉手帳番号	
	疾病名			

サービス利用の状況	障 害 福 祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
申請する支援	支援の種類	
	申請に係る具体的内容	
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）	
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）	
	☐ 放課後等デイサービス	
☐ 保育所等訪問支援		
	☐ 居宅訪問型児童発達支援	

障害児支援利用計画又は通所支援計画を作成するために必要があるときは、通所支援の利用に関する意向聴取の内容及び医師意見書の全部又は一部を、東京都北区から指定障害児相談支援事業者、通所支援事業者若しくは障害児入所施設の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

別記第三号の三様式中「指定障害児通所支援又は」「指定通所支援、共生型通所支援又は」「医療型児童発達支援を」「児童発達支援のうち治療に係るものを」「被保険者証」や「マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等」「指定医療型児童発達支援事業所」や「指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）」や「指定障害児通所支援等」や「指定通所支援等」に改める。

別記第三号の四様式を次のように改める。

肢体不自由児通所医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
通 所 給 付 決 定 保 護 者	居住地								
	フリガナ							生年月日	
	氏 名							年 月 日	
負担上限月額		肢体不自由児通所医療 (食事療養を除く。)		月額 円					
適用期間									
交付年月日		年 月 日							
支給市町村名 及び印									

注意事項欄
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 児童発達支援のうち治療に係るもの(以下「肢体不自由児通所医療」という。)を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及びマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)等を添えて、指定児童発達支援事業所(治療を行うものに限る。)に提示してください。 3 肢体不自由児通所医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。 4 肢体不自由児通所医療の負担上限月額は毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。 5 児童発達支援に係る障害児通所給付費の給付決定期間を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に市町村にこの証を添えて、児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。 6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 7 給付決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村に届け出てください。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

別記第三号の七様式(表)を次のように改める。

第3号の7様式（第2条の9関係）

（表）

障害児通所給付費支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

東京都北区長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日	
	氏 名	個人番号：			年 月 日	
	居 住 地	〒 電話番号				
支給申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ			生年月日	年 月 日	
		個人番号：		続 柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		
疾病名						

サービス利用の状況	障 害 福 祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
-----------	-------------------	-----------------

変更の理由	
-------	--

変更を申請する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）	
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）	
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 保育所等訪問支援	
	☐ 居宅訪問型児童発達支援	

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区児童福祉法施行細則別記第二号様式及び第三号の七様式の規定により調製した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十五号

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年三月東京都北区規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第三項中「により行う」を「による」に改める。

別記第一号様式（表）を次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

（表）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費） 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書										
東京都北区長 様										
次のとおり申請します。										
申請年月日 年 月 日										
申請者	フリガナ				生年月日	年 月 日				
	氏 名	個人番号：								
	居 住 地	〒			電話番号					
支給申請に係る児童氏名	フリガナ				生年月日	年 月 日				
	氏 名	個人番号：			続 柄					
	身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名			
障害基礎年金 1 級の受給の有無（就労継続支援サービスを申請する者に限る。） 有 ・ 無										
サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6 非該当			有効期間			
		利用中のサービスの種類と内容等								
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護 1 2 3 4 5					
利用中のサービスの種類と内容等										
申請するサービス	訪問系・その他	区分	サービスの種類				申請に係る具体的内容			
			介護給付費		訓練等給付費					
		□居宅介護	□就労定着支援							
		□重度訪問介護	□自立生活援助							
		□同行援護	/							
		□行動援護								
	□短期入所									
	日中活動系	□療養介護	□自立訓練（機能訓練）		※①希望する事業所の種類 ☐ 介護サービス包括型 ☐ 外部サービス利用型 ☐ 日中サービス支援型 ②入浴等介護提供の希望の有無 ☐ 有 ☐ 無 ③□ サテライト型住居 ④その他					
		□生活介護	□自立訓練（生活訓練）							
		/	□宿泊型自立訓練							
			□就労移行支援							
			□就労移行支援（養成施設）							
			□就労継続支援 A 型							
	居住系	□施設入所支援	□共同生活援助(グループホーム)※							
		□地域移行支援								
□地域定着支援										
サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、東京都北区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。										
申請者氏名										

別記第三号様式中「被保険者証」を「ヘルスケア保険証（健康保険証利用登録が完了したヘルスケアカードをいう。）~~特~~」に改める。

別記第三号様式の二を次のように改める。

第 3 号様式の 2 (第 3 条関係)

療養介護医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
居住地									
フリガナ									
氏 名									
生年月日		年 月 日							
負担上限月額		療養介護医療（食事療養（生活療養）を除く）				月額		円	
		食事療養（生活療養）				月額		円	
適用期間		年 月 日から 年 月 日まで							
交付年月日		年 月 日							
支給市町村名 及び印									

注意事項欄

1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。

2 療養介護を受けようとするときは、必ずこの証に障害福祉サービス受給者証及びマイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等添えて、指定療養介護事業所に提示してください。

3 療養介護医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。（※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）

4 療養介護医療の負担上限月額は毎年利用者の収入等に応じて決定しますの
で、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。

5 療養介護に係る介護給付費の支給決定期間を経過したときは、療養介護医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に市町村にこの証添えて、療養介護に係る介護給付費の支給の再申請をしてください。

6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証添えて、市町村にその旨を届け出てください。

7 支給決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。

また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証添えて、この証を交付した市町村に届け出てください。

8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。

また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。

9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。

10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。

別記第五号様式(表)を次のように改める。

第5号様式（第4条関係）

（表）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費） 支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書											
東京都北区長 様											
次のとおり申請します。											
申請年月日 年 月 日											
申請者	フリガナ					生年月日	年 月 日				
	氏 名	個人番号：									
	居 住 地	〒				電話番号					
支給申請に係る児童氏名	フリガナ					生年月日	年 月 日				
	氏 名	個人番号：				続 柄					
	身体障害者手帳番号			療育手帳番号			精神障害者保健福祉手帳番号			疾病名	
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援A型・B型のサービスを申請する者に限る。） 有 ・ 無											
サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6 非該当			有効期間				
		利用中のサービスの種類と内容等									
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護 1 2 3 4 5						
利用中のサービスの種類と内容等											
変更の理由											
変更を申請するサービス	区分	サービスの種類					申請に係る具体的内容				
		介護給付費			訓練等給付費						
	訪問系・その他	☐ 居 宅 介 護	☐ 就 労 定 着 支 援								
		☐ 重 度 訪 問 介 護	☐ 自 立 生 活 援 助								
		☐ 同 行 援 護									
		☐ 行 動 援 護									
		☐ 短 期 入 所									
		☐ 重度障害者等包括支援									
	日中活動系	☐ 療 養 介 護	☐ 自立訓練（機能訓練）			※①希望する事業所の種類 ☐ 介護サービス包括型 ☐ 外部サービス利用型 ☐ 日中サービス支援型 ②入浴等介護提供の希望の有無 ☐ 有 ☐ 無 ③ ☐ サテライト型住居 ④その他					
		☐ 生 活 介 護	☐ 自立訓練（生活訓練）								
			☐ 宿 泊 型 自 立 訓 練								
			☐ 就 労 移 行 支 援								
			☐ 就労移行支援（養成施設）								
			☐ 就 労 継 続 支 援 A 型								
	居住系	☐ 施 設 入 所 支 援	☐ 共同生活援助(グループホーム)※								
☐ 地 域 移 行 支 援											
☐ 地 域 定 着 支 援											

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するためには必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、東京都北区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

別記第十四号様式、第十四号様式の二及び第十五号様式表）中

「被保険者証」を「医療保険」に改める。

別記第十六号様式の二中「健康保険証の写し」を

「医療保険の診療費が確認できる書類の写し」に改める。

別記第十七号様式中「医療保険証」を「医療保険」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第一号様式、第三号様式、第三号様式の二、第五号様式、第十四号様式、第十四号様式の二、第十五号様式、第十六号様式の二及び第十七号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第三十六号

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区建築基準法施行細則（昭和五十八年四月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第四条第五項中「第四項」を「第五項」に、「同条第二十四項」を「同条第三十八項」に改める。

第四条の二中「第六条の二（」を「第六条の二第一項又は第十八条第四項（これらの規定を」に改める。

第五条第三項中「第四項」を「第五項」に、「同条第二十四項」を「同条第三十八項」に改める。

第八条の見出し中「調書」の下に「等」を加え、同条第一項中「第四項」を「第五項」に、「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項中「第八条の二第一項」を「第八条の二の二」に改め、同条第四項中「第六号の二様式」を「第六号様式の二」に改め、同条に次の三項を加える。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この号及び第十六条の三において「建築物省エネ法」という。）第十条第一項ただし書又は第十二条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合に添える図書は、それぞれ次に掲げるものとする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年
国土交通省令第五号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第二条第一
項第二号の規定が適用される場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平
成十一年法律第八十一号。以下「住宅品確法」という。）第六条第一項に規定
する設計住宅性能評価書（当該住宅が建築物エネルギー消費性能基準（建築物
省エネ法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
以下同じ。）に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能（建築物省エネ
法第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）を
有するものである設計住宅性能評価に限る。）又はその写し
- 二 建築物省エネ法施行規則第二条第一項第三号の規定が適用される場合 長期
優良住宅の普及の促進に関する法律第七条（第八条第二項において準用する場
合を含む。）の規定による認定通知書若しくはその写し又は住宅品確法第六条
の二第三項に規定する長期使用構造等の確認書若しくはその写し
- 6 前項各号に掲げる図書については、確認申請書を提出した建築主事に提出しな
ければならない。
- 7 第五項の図書を確認申請書と併せて提出できない場合又は提出が困難と見込ま
れる場合にあっては、第六号様式の三の提出により、前項の規定による提出に代
えることができる。

(建築工事施工計画等の報告)

添えて、区長に工事の施工計画を報告しなければならない。

建築材料の種類及び別表第三（お）欄に掲げる工事の種類ごとにそれぞれ別表第二

(い) 欄及び別表第三(い)欄に掲げる事項に係る」を削り、同条第二項中「地階を除く以上の階数を有する」を「一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が三以上の」に改め、同条第三項第五号を次のように改める。

五 建築物省エネ法第十条第一項に規定する建築物 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 仕様基準（東京都北区手数料条例別表一の三の一の項に規定する仕様基準をいう。）による確認済証の交付又は建築物省エネ法第十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号において「適合性判定」という。）を受けた場合 第十三号様式の四の六による省エネ基準工事監理状況報告書その他区長が必要と認める書類

イ 仕様・計算併用法（東京都北区手数料条例別表一の三の二の項に規定する仕様・計算併用法をいう。）により適合性判定を受けた場合 第十三号様式の四の七による省エネ基準工事監理状況報告書その他区長が必要と認める書類

ウ 標準計算法（東京都北区手数料条例別表一の三の二の項に規定する標準計算法をいう。）により適合性判定を受けた場合 第十三号様式の四の八による省エネ基準工事監理状況報告書その他区長が必要と認める書類

エ モデル建物法（東京都北区手数料条例別表第一の三の二の項に規定する

モデル建物法をいう。）により適合性判定を受けた場合 第十三号様式の四の九又は第十三号様式の四の十による省エネ基準工事監理状況報告書その他区長が必要と認める書類

オ 標準入力法等（東京都北区手数料条例別表第一の三の二の項に規定する標準入力法等をいう。）により適合性判定を受けた場合 第十三号様式の四の十一による省エネ基準工事監理状況報告書その他区長が必要と認める書類
カ アの場合であつて、かつ、確認済証を受けた住宅の計画について、規則

第三条の二に規定する軽微な変更を行つた場合又は適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。）について、建築物省エネ法施行規則第五条（建築物省エネ法施行規則第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行つた場合 第十三号様式の四の十二による建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書

キ イの場合であつて、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物省エネ法施行規則第五条（建築物省エネ法施行規則第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行つた場合 第十三号様式の四の十三による建築物エネルギー消費性能確保

計画に係る軽微な変更説明書

ク ウの場合であつて、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物省エネ法施行規則第五条（建築物省エネ法施行規則第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 第十三号様式の四の十四による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

ケ エ又はオの場合であつて、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について建築物省エネ法施行規則第五条（建築物省エネ法施行規則第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 第十三号様式の四の十五による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

別表第二及び別表第三を削り、別表第一を別表とする。

別記第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

工 事 監 理 者 届

下記のとおり工事監理者を選任（解任）したので、東京都北区建築基準法施行細則第4条第2項の規定により、届出します。 年 月 日 建 築 主 事 殿 住 所 _____ 建 築 主 氏 名 _____ （法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）				
1 工 事 監 理 者	選	資 格	() 建築士 () 登録第 号	
		住 所	電話 () 番	
		氏 名		
	任	建築士事務所の名称及び所在地	() 建築士事務所 () 登録第 号 電話 () 番	
		解	資 格	() 建築士 () 登録第 号
			住 所	電話 () 番
	氏 名			
	任	建築士事務所の名称及び所在地	() 建築士事務所 () 登録第 号 電話 () 番	
2 確 認 年 月 日 番 号		年 月 日 確認第 号		
3 敷地の地名地番				
4 建築物の用途				
5 解 任 の 期 日 及 び 理 由				
※ 受 付 欄				

（注意）※印のある欄は、記入しないでください。

（日本産業規格A列4番）

第4号様式（第4条関係）

工 事 施 工 者 届

下記のとおり工事施工者を選任（変更）したので、東京都北区建築基準法施行細則第4条第3項の規定により、届出します。 年 月 日 建築主等 住 所 氏 名 建 築 主 事 殿 （法人にあっては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名） 記			
1 工 事 施 工 者	選 任 （ 変 更 後 ）	建 設 業 の 許 可 番 号	許 可 （ ） 第 号
		住 所	電 話 （ ） 番
		氏 名	
		工事現場の 責任者の資 格住所氏名	（ ） 級建築士 （ ） 登録第 号
	変 更 前	建 設 業 の 許 可 番 号	許 可 （ ） 第 号
		住 所	電 話 （ ） 番
		氏 名	
		工事現場の 責任者の資 格住所氏名	（ ） 級建築士 （ ） 登録第 号
2	確 認 ・ 承 認 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 年 月 日	確認第 号 承認第 号
3	敷地の地名地番		
4	建築物等の用途		
5	変 更 の 期 日 及 び 理 由		
※ 受 付 欄			

（注意） 1 建築主等は、建築物にあっては建築主、建築設備にあっては設置者、工作物にあっては築造主を記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

（日本産業規格A列4番）

別記第六号の二様式中「~~辨の如し~~」を「~~辨の如し~~」に改め、同様式を別記第六号様式の二とし、同様式の次に次の一様式を加える。

宣言書

年 月 日

殿

建築主又は設計者 住 所

電 話 ()

氏 名

（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、適合性判定を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1. 提出予定の評価書等又はその写しについて

- ☐（1）設計住宅性能評価書
- ☐（2）長期優良住宅建築等計画の認定通知書
- ☐（3）長期使用構造等である旨の確認書

2. 設計住宅性能評価等の申請状況について

- ☐ 申請済 申請年月日 (年 月 日)
- ☐ 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日)

申請先の名称

及び所在地※

※申請先の名称について、1.の（1）、（3）を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、

1.の（2）を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名を御記入ください。

※所在地の記載は、東京都〇〇区、市、町、村程度で結構です。

記 載 欄	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
☐ 提出有 (提出日 年 月 日)	
☐ 提出無 (本書の取下げ)	
☐ その他 ()	

（日本産業規格A列4番）

別記第十一号様式の二を次のように改める。

建 築 工 事 施 工 計 画 報 告 書									
建築基準法第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり建築工事施工計画を報告します。 この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。									
年 月 日									
東京都北区長 殿									
代表となる工事監理者 住 所 電話 () 会社名 ()級建築士事務所()登録第()号 氏 名 ()級 建 築 士()登録第()号									
工事施工者 住 所 電話 () 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号 氏 名 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)									
品質窓口責任者氏名 電話 ()									
記									
(1) 工事現場	名 称				工区棟	工事の種類	新築・増築・改築		
	所在地	区							
(2) 構造設計者	氏名			所属会社			電話	()	
(3) 現場代理人(所長)	氏名			現場事務所			電話	()	
(4) 階数	地上 階・地下 階	塔屋 階	(5) 建築面積	m ²		(6) 延べ面積	m ²		
(7) 構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造(造＋ 造)・その他()								
(8) 高さ	軒高	m 最高		m		(9) 確認済証交付機関			
(10) 確認・計画通知、年月日及び番号			年 月 日 第 号						
(11) 計画変更年月日及び番号			年 月 日 第 号 年 月 日 第 号						
(12) 構造計算の方法		(X) ルート()、(Y) ルート()、その他()							
(13) 構造階(と)	RC造・WRC造	階から 階まで		(14) 使用部位	PCa・HPCa				
	SRC造	階から 階まで			PC				
	S造	階から 階まで			CFT				
		階から 階まで							
(15) 認定材料	コンクリート						※ 受付欄		
	鋼材等								
	免震・制振部材								
	その他								
(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と確認済証及び設計図書等が整合しているか十分確認して記入してください。									
(日本産業規格A列4番)									

別記第十三号様式の三を次のように改める。

建築工事施工結果報告書(中間・完了)

下記のとおり建築工事施工結果を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

東京都北区長 殿

代表となる工事監理者

住所
会社名
氏 名

電話 ()
()級建築士事務所()登録第()号
()級 建 築 士()登録第()号

工事施工者

住所
会社名
氏 名

電話 ()
建設業の許可 大臣・知事 第()号

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

品質窓口責任者氏名

電話 ()

下記の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。

建築主

住所
会社名
氏 名

電話 ()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

(1) 建築工事施工計画報告書受付年月日及び番号				年 月 日 第 号			
(2) 工事現場	名 称		工区棟	工事の種類	新築・増築・改築		
	所在地	区					
(3) 構造設計者		氏 名		所 属 会 社		電話 ()	
(4) 現場代理人(所長)		氏 名		現 場 事 務 所		電話 ()	
(5) 階 数	地上 階・地下 階 塔屋 階	(6) 建築面積		m ²	(7) 延べ面積	m ²	
(8) 構 造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造(造＋ 造)・その他()						
(9) 高 さ	軒高 m 最高 m	(10) 確認済証交付機関					
(11) 確認・計画通知、年月日及び番号			年 月 日 第 号				
(12) 計画変更年月日及び番号			年 月 日 第 号				
(13) 構造計算の方法		(X) ルート()、(Y) ルート()、その他()					
(14) 計画変更以降の軽微な変更(構造関係規定)						※ 受 付 欄	

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第十三号様式の三の二を削る。

別記第十三号様式の四の六から第十三号様式の四の八までを次のように改める。

第13号様式の4の6（第16条の3関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（仕様基準用）（第一面） 下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。 この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
			年 月 日
殿			
代表となる工事監理者	住 所	電 話	（ ）
	会社名	（ ）級建築士事務所	（ ）登録第（ ）号
	氏 名	（ ）級 建 築 士	（ ）登録第（ ）号
工事施工者	住 所	電 話	（ ）
	会社名	建設業の許可 大臣・知事	第（ ）号
	氏 名	（ ）級 建 築 士	（ ）登録第（ ）号
建築主	住 所	電 話	（ ）
	氏 名		
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）			
記			
工 事 現 場	名 称		
	建築場所	区 市	
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日	第 号
計画変更年月日及び番号		年 月 日	第 号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構（ 造＋ 造）・その他（ ）	工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・PH 階 建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m	用途	
当該建築物において活用している他の評価方法 （該当する□にレを記入）		☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法	
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分

（日本産業規格A列4番）

(第二面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(日本産業規格A列4番)

(第三面)

報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備換気	換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備照明	非居室の証明設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備給湯	給湯設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

第13号様式の4の7（第16条の3関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法用）（第一面）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

代表となる工事監理者 住 所 電 話 ()
会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
工事施工者 住 所 電 話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
建築主 住 所 電 話 ()
氏 名

（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	区 市			
確認・計画通知、年月日及び番号		年	月	日	第 号
計画変更年月日及び番号		年	月	日	第 号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造＋ 造）・その他（ ）			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・P H 階			用途	
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m				
仕様・計算併用法の種別		☐ 外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法 ☐ 外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準			
当該建築物において活用している他の評価方法 （該当する□にレを記入）		☐ 仕様基準 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法			
他の評価方法を活用している部分		評価方法		建築物の部分	

（日本産業規格A列4番）

(第二面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(日本産業規格A列4番)

(第三面)

〔外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法の場合〕

報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等）		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。）			
暖房設備	(1) 暖房方式及び暖房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 暖房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式及び冷房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 冷房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気方式、換気設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備等の設置状況		A・B・C	適・不適

（日本産業規格A列4番）

(第四面)

給湯設備	(1) 給湯設備の有無及び熱源機の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等		A・B・C	適・不適
設 照 備 明	主たる居室、その他居室、非居室の証明設備の種類及び制御等の設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	(1) パワーコンディショナの低下負荷効率		A・B・C	適・不適
	(2) 太陽電池アレイの種類及び容量		A・B・C	適・不適
	(3) パネルの設置状況		A・B・C	適・不適
太陽熱利用設備	(1) 太陽熱利用設備の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番		A・B・C	適・不適
	(3) 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(5) 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
シ ョ ン コ ー ジ エ ネ レ ー 設備	(1) コージェネレーション機器の品番及び種類		A・B・C	適・不適
	(2) 逆潮流の有無		A・B・C	適・不適

(日本産業規格A列4番)

(第五面)

[外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準の場合]

報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等）		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 熱的境界となる部位及び面積		A・B・C	適・不適
	(2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流率		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
	(4) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(5) 基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

（日本産業規格A列4番）

(第六面)

設 換 備 気	換気設備の仕様及び設置 状況		A・B・C	適・不適
設 照 備 明	非居室の照明設備の仕様 及び設置状況		A・B・C	適・不適
設 給 備 湯	給湯設備の仕様及び設置 状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「仕様・計算併用法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

第13号様式の4の8（第16条の3関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法用）（第一面）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

代表となる工事監理者 住 所 電 話 ()
会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
工事施工者 住 所 電 話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
建築主 住 所 電 話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	区 市			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号			
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号			
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造＋ 造）・その他（ ）			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・PH 階			用途	
	建築面積	m ² ・延面積	m ² ・最高の高さ		
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

(日本産業規格A列4番)

(第二面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(日本産業規格A列4番)

(第三面)				
報告内容 (以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)				
項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等 (主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等)		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 熱的境界となる部位及び面積		A・B・C	適・不適
	(2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流率		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況 (付属部材や庇の設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
	(4) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲 (鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C	適・不適
	(5) 基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式及び暖房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 暖房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式及び冷房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 冷房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適

(日本産業規格A列4番)

(第四面)

換 気 設 備	(1) 換気方式、換気設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
給 湯 設 備	(1) 給湯設備の有無及び熱源機の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等		A・B・C	適・不適
設 照 備 明	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び制御等の設置状況		A・B・C	適・不適
太 陽 光 発 電 設 備	(1) パワーコンデンショナの低下負荷効率		A・B・C	適・不適
	(2) 太陽電池アレイの種類及び容量		A・B・C	適・不適
	(3) パネルの設置状況		A・B・C	適・不適
太 陽 熱 利 用 設 備	(1) 太陽熱利用設備の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番		A・B・C	適・不適
	(3) 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(5) 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適

(日本産業規格A列4番)

(第五面)

シ ョ ン 設 備	(1) コージェネレーション機器の品番及び種類		A・B・C	適・不適
	(2) 逆潮流の有無		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

別記第十三号様式の四の八の次に次の七様式を加える。

第13号様式の4の9（第16条の3関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法用）（第一面）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

代表となる工事監理者 住 所 電 話 ()
会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
工事施工者 住 所 電 話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
建築主 住 所 電 話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	区 市			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号			
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号			
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造＋ 造）・その他（ ）			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・PH 階			用途	
	建築面積	m ² ・延面積	m ² ・最高の高さ		
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

（日本産業規格A列4番）

(第二面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(日本産業規格A列4番)

(第三面)

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況（ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適

(日本産業規格A列4番)

(第四面)				
照明設備	(1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況 (在室検知制御等※ 注意7参照)		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

(日本産業規格A列4番)

第13号様式の4の10（第16条の3関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版）用）（第一面）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

代表となる工事監理者 住 所 電 話 ()
会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
工事施工者 住 所 電 話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
建築主 住 所 電 話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	区 市			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号			
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号			
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造＋ 造）・その他（ ）			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・PH 階			用途	
	建築面積	m ² ・延面積	m ² ・最高の高さ		
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

(日本産業規格A列4番)

(第二面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(日本産業規格A列4番)

(第三面)

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 外壁、屋根の断熱仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況（ブラインド及びひさしの有無を含む。）		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の種類、台数及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 建物用途に応じた室の換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	(1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 省エネ制御等の設置状況		A・B・C	適・不適

(日本産業規格A列4番)

(第四面)				
給湯設備	(1) 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の種類及び設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法（小規模版）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

第13号様式の4の11（第16条の3関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法等用）（第一面）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

代表となる工事監理者 住 所 電 話 ()
会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
工事施工者 住 所 電 話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
氏 名 () 級 建 築 士 () 登録第 () 号
建築主 住 所 電 話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工 事 現 場	名 称				
	建築場所	区 市			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号			
計 画 変 更 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号			
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（ 造＋ 造）・その他（ ）			工事 種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・PH 階			用途	
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m				
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)		☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法（小規模版）			
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分		

(日本産業規格A列4番)

(第二面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日 適合通知書番号 第 号
------------------	-------------------

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—2	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)
変更計画書 番号—3	年 月 日 適合通知書番号 第 号 (変更内容)

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—2	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)
軽微変更番号等—3	年 月 日 軽微な変更説明書番号 第 号 (変更内容)

総合所見	
------	--

(日本産業規格A列4番)

(第三面)

報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 外壁等を構成している建材・塗料等の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況（ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
空気調和設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	(3) 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 蓄熱システムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む。）及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(7) 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(8) 空調機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(9) 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(10) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(11) 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適

(日本産業規格A列4番)

(第四面)				
	(12) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(13) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備（換気代替空調機を含む。）の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む。）の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	(1) 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況（在室検知制御等※注意7参照）		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 太陽熱利用設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	パワーコンディショナの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーションシステムの仕様及び排熱利用先		A・B・C	適・不適

(日本産業規格A列4番)

(第五面)

(注意)

- 1 本様式は、「標準入力法等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。
なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

(日本産業規格A列4番)

第13号様式の4の12（第16条の3関係）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（仕様基準用）
（第一面）

年 月 日

殿

申請者氏名

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1	住宅の名称	
2	住宅の所在地	
3	確認済証交付年月日・番号	
4	軽微な変更の内容	
	☐ 建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更 ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更	
	☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
5	備考	
(注意) 1 この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（以下「仕様基準」という。）」を用いた住宅の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「3 確認済証交付年月日・番号」において、省エネ適合性判定を受けた場合は、省エネ適合性判定年月日・番号を記載してください。 3 「4 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。 4 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁又は登録省エネ適合性判定機関による適合性判定が必要となりますので御注意ください。		受付欄

（日本産業規格A列4番）

(第二面)

[外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更]

・ 変更内容

- ☐断熱構造とする部分の変更
☐外皮の断熱性能等の変更
☐開口部の断熱性能等の変更
☐その他 ()

・ 具体的な変更の記載欄

・ 添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

(第三面)

[一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更]

・変更内容

☐ 暖房設備 変更内容記入欄	()
☐ 冷房設備 変更内容記入欄	()
☐ 全般換気設備 変更内容記入欄	()
☐ 照明設備 変更内容記入欄	()
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	()

・添付図書等

--

(注意)

変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

第13号様式の4の13（第16条の3関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（仕様・計算併用法用）
（第一面）

年 月 日

殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

1	住宅の名称	
2	住宅の所在地	
3	省エネ適合性判定年月日・番号	
4	仕様・計算併用法の種別	☐ 外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法 ☐ 外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準
5	軽微な変更の内容	
	〔仕様基準〕 ☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 〔標準計算法〕 ☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によつて基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
6	備考	
	（注意） 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「5 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Aにチェックした場合には第四面に、Bにチェックした場合には第五面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

（日本産業規格A列4番）

(第二面)

[外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更]

・ 変更内容

- ☐断熱構造とする部分の変更
☐外皮の断熱性能等の変更
☐開口部の断熱性能等の変更
☐その他 ()

・ 具体的な変更の記載欄

・ 添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

(第三面)

[一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更]

・変更内容

☐ 暖房設備 変更内容記入欄	()
☐ 冷房設備 変更内容記入欄	()
☐ 全般換気設備 変更内容記入欄	()
☐ 照明設備 変更内容記入欄	()
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	()

・添付図書等

--

(注意)

変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

(第四面)

[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容

次の①から④までに該当する変更

- ☐①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更
- ☐②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☐③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ☐④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

(第五面)	
[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]	
・変更前のB E I = () ≤ 0.9	
・変更内容 次の①又は②に該当する変更	
☐ ① 床面積	
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減	
・変更前のU_A値 = () $\leq$ () $\times 0.9$、 変更前のη_{AC}値 = () $\leq$ () $\times 0.9$	
☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか	
☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更	
☐ 上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄	
・添付図書等	
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(日本産業規格A列4番)

第13号様式の4の14（第16条の3関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（標準計算法用）	
（第一面）	
年 月 日	
殿	
申請者氏名	
申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。	
1 住宅の名称	
2 住宅の所在地	
3 省エネ適合性判定年月日・番号	
4 変更の内容	
☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によつて基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
5 備考	
(注意) 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「4 変更の内容」において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

（日本産業規格A列4番）

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容

次の①から④までに該当する変更

☐①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更

☐②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更

☐③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）

☐④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

(第三面)	
[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]	
・変更前のB E I = () ≤ 0.9	
・変更内容 次の①又は②に該当する変更	
☐ ① 床面積	
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減	
・変更前の U_A 値 = () ≤ () × 0.9、 変更前の η_{AC} 値 = () ≤ () × 0.9	
☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか	
☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更	
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄	
・添付図書等	
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(日本産業規格 A 列 4 番)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（非住宅）
（第一面）

年 月 日

殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	
3	省エネ適合性判定年月日・番号	
4	変更の内容 ☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によつて基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
5	備考	
(注意) 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 「4 変更の内容」において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。		受付欄

（日本産業規格A列4番）

(第二面)

[A 省エネ性能が向上する変更]

・変更内容

- ☐建築物の高さ又は外周長の減少
☐外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
☐空気調和設備等の効率的利用の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む。）
☐エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
☐その他（ ）

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

[illegible]

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第三面 別紙1)

[空気調和設備関係]

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加 かつ窓の平均日射熱取得率について5%を超えない増加

・外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認

変更内容 ☐断熱材種類 ☐断熱材厚み
変更する方位 ☐全方位 ☐一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前() 変更後() 増加率()%

・窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加

変更内容 ☐ガラス種類 ☐ブラインドの有無
変更する方位 ☐全方位 ☐一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前() 変更後() 増加率()%

ロ 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

・平均熱源効率(冷房平均COP)

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前() 変更後() 減少率()%

・平均熱源効率(暖房平均COP)

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前() 変更後() 減少率()%

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙2)

[換気設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

ロ 計算対象床面積について5%を超えない増加（室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ）

室用途 (駐車場)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙3)

[照明設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

単位床面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙4)

[給湯設備関係]

評価の対象となる湯の使用用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙5)

[太陽光発電関係]

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 ()

変更後 システム容量の合計値 ()

変更前・変更後のシステム容量減少率 () %

ロ パネル方位角について30度を超えない変更又は傾斜角について10度を超えない変更

パネル番号 ()

パネル方位角 ☐ 30度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 ☐ 10度を超えない変更 () 度変更

パネル番号 ()

パネル方位角 ☐ 30度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 ☐ 10度を超えない変更 () 度変更

(日本産業規格A列4番)

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区建築基準法施行細則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を
公布する。

令和七年三月二十八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第三十七号

東京都北区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年十二月東

京都市北区規則第六十九号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第五条第二項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に改め、「の審査」の下に「又は建築物の計画（建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。」が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を加える。
別記第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

認 定 申 請

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法

非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表第一の二 一の(一)の(1) 円 (a)	別表第一の二 一の(二)の(1) 円 (A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第一の二 一の(一)の(2)のア 円 (b)	別表第一の二 一の(二)の(2)のア 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第一の二 一の(一)の(1) 円 (c)	別表第一の二 一の(二)の(1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第一の二 一の(一)の(2)のイ 円 (d)	別表第一の二 一の(二)の(2)のイ 円 (D)
		(b) + (d) 又は (c) + (d)	(B) + (D) 又は (C) + (D)
	計	円	円

合計 円

- (注意)
- 1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

2 「別表第一の二」とは、東京都北区手数料条例別表第一の二を指す。

3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。

(日本産業規格 A 列 4 番)

変更認定申請

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)
- ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
- 非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表第一の二 二の(一)の(1) 円(a')	別表第一の二 二の(二)の(1) 円(A')
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第一の二 二の(一)の(2)のア 円(b')	別表第一の二 二の(二)の(2)のア 円(B')
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第一の二 二の(一)の(1) 円(c')	別表第一の二 二の(二)の(1) 円(C')
	非住宅部分の床面積の合計	別表第一の二 二の(一)の(2)のイ 円(d')	別表第一の二 二の(二)の(2)のイ 円(D')
		(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (C') + (D') 円
	計		

合計 円

- (注意)
- 1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。
- 2 「別表第一の二」とは、東京都北区手数料条例別表第一の二を指す。
- 3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第三十八号

東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年七月東京都北区規則第七十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
第一条中「は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第三条の表以外の部分を次のように改める。

法第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。）又は法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（以下「計画変更認定申請」という。）をしようとする者は、当該申請が法第三十条第一項に規定する基準に適合するかどうかについて、申請をする前に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、

同表の下欄に定める機関の審査を受けることができる。

第三条の表中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第三条の二中「適合性判定、計画変更適合性判定」を「法第十一条第一項又は第十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）」、法第十一条第二項又は第十二条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「計画変更適合性判定」という。）」に、「基準適合認定申請又は軽微変更証明」を「又は省令第十三条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明（以下「軽微変更証明」という。）」に改める。

第四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書）

第四条 省令第三条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを示す次に掲げる書類のいずれかを有する場合には、当該書類

ア 住宅品質確保法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（提出又は通知に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上の

エネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。以下「設計住宅性能評価書」という。」又はその写し

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六條第一項に規定する認定の通知書（以下「長期優良住宅認定通知書」という。）又はその写し

ウ 住宅品質確保法第六條の二第三項に規定する長期使用構造等である旨の確認書（以下「長期使用構造等確認書」という。）又はその写し

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四條第一項に規定する認定の通知書（以下「低炭素建築物認定通知書」という。）又はその写し

オ 法第三十條第一項に規定する認定の通知書（以下「性能向上計画認定通知書」という。）又はその写し

二 手数料額計算書（別記第一号様式（適合性判定の場合に限る。）又は別記第一号様式の二（計画変更適合性判定の場合に限る。））

2 省令第三條第三項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第一号の書類を添付する場合において、省令第三條第一項に掲げる図書のうち区長が不要と認める図書とする。

3 東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）別表第一

の三の二の部(一)の項及び三の部(一)の項に規定する区長が定める書類は、第一項第一号に掲げる図書とする。

第五条に見出しとして「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に添付する図書」を付し、同条第一項を次のように改める。

省令第二十条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを示す次に掲げる書類のいずれかを有する場合には、当該書類

ア 登録性能判定機関による技術的審査適合証

イ 住宅品質確保法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し

二 手数料額計算書(別記第一号様式の三(計画認定申請(別記第一号様式の四に係る申請を除く。))の場合に限る。))、別記第一号様式の四(複数建築物に係る計画認定申請の場合に限る。))、別記第二号様式(計画変更認定申請(別記第二号様式の二に係る申請を除く。))の場合に限る。))又は別記第二号様式の二(複数建築物に係る計画変更認定申請の場合に限る。))

第五条第二項中「第三十条第三項」を「第二十条第三項」に、「第二十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第三項中「別表第一の三の」の下に「四の

部(一)の項及び」を加える。

第六条第一項中「、建築基準法」の下に「(昭和二十五年法律第二百一号)」を加える。

第七条中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改める。

第八条の見出し中「計画認定申請」を「適合性判定の提出」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の規定による」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別記第六号様式」を「別記第五号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別記第五号様式」を「別記第四号様式の二」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

適合性判定又は計画変更適合性判定を提出又は通知した者は、区長が当該提出又は通知に対する適合判定通知書を交付する前に、これらの提出又は通知を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第四号様式)の正本及び副本により区長に届け出なければならない。

第九条中「第十八条第十四項」を「第十八条第十五項」に、「別記第七号様式」を「別記第六号様式」に改める。

第十条中「に規定する」を「の規定により、法第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(法第三十一条第一項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」とい

う。）に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に
関し」に、「別記第八号様式」を「別記第七号様式」に改める。

第十一条第二項中「前項」を「前二項」に、「認定建築主」を「届出をした者」
に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別記第九号様式」を「別記第八号
様式の二」に、「別記様式第三十六」を「別記様式第三十」に改め、同項を同条第
二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

適合性判定又は計画変更適合性判定に係る適合判定通知書の交付を受けた建築
主は、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の建築を取りやめると
きは、建築取りやめ届（別記第八号様式）の正本及び副本に、省令別記様式第三
又は省令別記様式第十三による適合判定通知書を添付して、区長に届け出なけれ
ばならない。

第十二条第一号中「別記第十号様式」を「別記第九号様式」に改め、同条第二号
中「別記第十一号様式」を「別記第十号様式」に改める。

第十三条の見出し中「特定建築物等に係る」を削り、同条第一項中「第十七条第
一項又は第二十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「別記第十一号様式の二」
を「別記第十号様式の二」に改め、同条第二項を削る。

第十四条中「別記第十三号様式」を「別記第十一号様式」に改める。
第十五条を削る。

第十六条第一項第二号中「別表第一の三の一の項」を「別表第一の三の二の項」に改め、同条第二項中「別記第十五号様式」を「別記第十二号様式」に、「別記第十六号様式」を「別記第十三号様式」に、「第一条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「別記第十七号様式」を「別記第十四号様式」に改め、同条に次の一項を加える。

4 手数料条例別表第一の三の六の部(一)の項に規定する区長が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 設計住宅性能評価書又はその写し
- 二 長期優良住宅認定通知書又はその写し
- 三 長期使用構造等確認書又はその写し
- 四 低炭素建築物認定通知書又はその写し
- 五 性能向上計画認定通知書又はその写し

第十六条を第十五条とする。

第十七条第一項中「第二十九条」を「第二十八条」に、「第二十六条」を「第二十五条」に、「別記第十八号様式」を「別記第十五号様式」に、「第二十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「別記第十九号様式」を「別記第十六号様式」に改め、同条を第十六条とする。

別記第一号様式から第二号様式の二までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

- 1 建築物の用途 ☐ 一戸建て住宅 ☐ 一戸建て住宅以外の住宅
（該当する□にレを記入） ☐ 工場等のみ ☐ 工場等のみの場合以外の非住宅

- 2 計画の評価方法 住宅部分：
（該当する□にレを記入） ☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額

計画の種類 （該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表第一の三 二の(一)の (1) 円(a)	別表第一の三 二の(二)の (1) 円(A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 二の(一)の (2)のア 円(b)	別表第一の三 二の(二)の (2)のア 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第一の三 二の(一)の (1) 円(c)	別表第一の三 二の(二)の (1) 円(C)
	工場等のみの場合の床面積の合計		別表第一の三 二の(二)の (2)のイ 円(D)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 二の(一)の (2)のイ 円(e)	別表第一の三 二の(二)の (2)のウ 円(E)
	計	(b) + (e) 又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、(C) + (E) 又は(D) + (E) 円

合計 円

（注意）

- 「適合証等」とは、東京都北区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条第1項第1号に規定する図書をいう。
- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格A列4番）

第1号様式の2（第4条関係）

計画変更適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

- 1 建築物の用途 ☐ 一戸建て住宅 ☐ 一戸建て住宅以外の住宅
（該当する□にレを記入） ☐ 工場等のみ ☐ 工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
（該当する□にレを記入） ☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額

計画の種類 （該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第一の三 三の(一)の (1) 円(a')	別表第一の三 三の(二)の (1) 円(A')
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 三の(一)の (2)のア 円(b')	別表第一の三 三の(二)の (2)のア 円(B')
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第一の三 三の(一)の (1) 円(c')	別表第一の三 三の(二)の (1) 円(C')
	工場等のみの場合の床面積の合計		別表第一の三 三の(二)の (2)のイ 円(D')
	非住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 三の(一)の (2)のイ 円(e')	別表第一の三 三の(二)の (2)のウ 円(E')
	計	(b') + (e') 又は (c') + (e') 円	(B') + (E')、(C') + (E') 又は (D') + (E') 円

合計 円

（注意）

- 「適合証等」とは、東京都北区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条第1項第1号に規定する図書をいう。
- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格A列4番）

第1号様式の3（第5条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲
（該当する□にレを記入）
- ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
（該当する□にレを記入）
- 住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
- 非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表第一の三 四の(一)の (1) 円 (a)	別表第一の三 四の(二)の (1) 円 (A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 四の(一)の (2)のア 円 (b)	別表第一の三 四の(二)の (2)のア 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第一の三 四の(一)の (1) 円 (c)	別表第一の三 四の(二)の (1) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 四の(一)の (2)のイ 円 (d)	別表第一の三 四の(二)の (2)のイ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 円

（注意）

- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格A列4番）

第1号様式の4（第5条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法
（該当する□にレを記入）
- 住宅部分：
☐ 誘導仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
 非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物	☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第一の三 四の(一)の(1) 円(a)	別表第一の三 四の(一)の(1) 円(A)
	☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 四の(一)の(2)のア 円(b)	別表第一の三 四の(一)の(2)のア 円(B)
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m ²	別表第一の三 四の(一)の(1) 円(c)	別表第一の三 四の(一)の(1) 円(C)
		非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 四の(一)の(2)のイ 円(d)	別表第一の三 四の(一)の(2)のイ 円(D)
		計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円
他の建築物	合計	m ²	(e) 円	(E) 円

合計 円

（注意）

- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額(e)及び(E)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

（日本産業規格A列4番）

手数料額計算書（他の建築物）					
手数料額の計算					
申請の種類（該当する□にレを記入）			適合証等がある場合	適合証等がない場合	
他の建築物	□一戸建て住宅		m ²	別表第一の三 四の(一)の 円 (a)	別表第一の三 四の(二)の 円 (A)
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第一の三 四の(一)の (2)のア 円 (b)	別表第一の三 四の(二)の (2)のア 円 (B)
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	m ²	別表第一の三 四の(一)の (1) 円 (c)	別表第一の三 四の(二)の (1) 円 (C)
		非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第一の三 四の(一)の (2)のイ 円 (d)	別表第一の三 四の(二)の (2)のイ 円 (D)
		計		(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円
他の建築物	□一戸建て住宅		m ²	別表第一の三 四の(一)の (1) 円 (a)	別表第一の三 四の(二)の (1) 円 (A)
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第一の三 四の(一)の (2)のア 円 (b)	別表第一の三 四の(二)の (2)のア 円 (B)
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	m ²	別表第一の三 四の(一)の (1) 円 (c)	別表第一の三 四の(二)の (1) 円 (C)
		非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第一の三 四の(一)の (2)のイ 円 (d)	別表第一の三 四の(二)の (2)のイ 円 (D)
		計		(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円
他の建築物	□一戸建て住宅		m ²	別表第一の三 四の(一)の (1) 円 (a)	別表第一の三 四の(二)の (1) 円 (A)
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第一の三 四の(一)の (2)のア 円 (b)	別表第一の三 四の(二)の (2)のア 円 (B)
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	m ²	別表第一の三 四の(一)の (1) 円 (c)	別表第一の三 四の(二)の (1) 円 (C)
		非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第一の三 四の(一)の (2)のイ 円 (d)	別表第一の三 四の(二)の (2)のイ 円 (D)
		計		(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円
他の建築物	合計			円 (e)	円 (E)

(日本産業規格A列4番)

計画変更認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)
- ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
- 非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表第一の三 五の(一)の(1) 円(a)	別表第一の三 五の(二)の(1) 円(A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 五の(一)の(2)のア 円(b)	別表第一の三 五の(二)の(2)のア 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第一の三 五の(一)の(1) 円(c)	別表第一の三 五の(二)の(1) 円(C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 五の(一)の(2)のイ 円(d)	別表第一の三 五の(二)の(2)のイ 円(D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 円

(注意)

- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

(日本産業規格A列4番)

計画変更認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
☐ 誘導仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
 非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物	☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第一の三 五の(一)の(1) 円(a')	別表第一の三 五の(二)の(1) 円(A')
	☐ 一戸建て住宅以外の建築物	m ²	別表第一の三 五の(一)の(2)のア 円(b')	別表第一の三 五の(二)の(2)のア 円(B')
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	m ²	別表第一の三 五の(一)の(1) 円(c')	別表第一の三 五の(二)の(1) 円(C')
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第一の三 五の(一)の(2)のイ 円(d')	別表第一の三 五の(二)の(2)のイ 円(D')
	計		(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (C') + (D') 円
他の建築物	合計	m ²	(e') 円	(E') 円

合計 円

(注意)

- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額(e')及び(E')には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物	□一戸建て住宅	m ²	別表第一の三 五の(一)の(1) 円(a')	別表第一の三 五の(二)の(1) 円(A')
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 五の(一)の(2)のア 円(b')	別表第一の三 五の(二)の(2)のア 円(B')
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m ²	別表第一の三 五の(一)の(1) 円(c')	別表第一の三 五の(二)の(1) 円(C')
		非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 五の(一)の(2)のイ 円(d')	別表第一の三 五の(二)の(2)のイ 円(D')
		計	(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (C') + (D') 円
他の建築物	□一戸建て住宅	m ²	別表第一の三 五の(一)の(1) 円(a')	別表第一の三 五の(二)の(1) 円(A')
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 五の(一)の(2)のア 円(b')	別表第一の三 五の(二)の(2)のア 円(B')
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m ²	別表第一の三 五の(一)の(1) 円(c')	別表第一の三 五の(二)の(1) 円(C')
		非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 五の(一)の(2)のイ 円(d')	別表第一の三 五の(二)の(2)のイ 円(D')
		計	(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (C') + (D') 円
他の建築物	□一戸建て住宅	m ²	別表第一の三 五の(一)の(1) 円(a')	別表第一の三 五の(二)の(1) 円(A')
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 五の(一)の(2)のア 円(b')	別表第一の三 五の(二)の(2)のア 円(B')
		住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m ²	別表第一の三 五の(一)の(1) 円(c')	別表第一の三 五の(二)の(1) 円(C')
		非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 五の(一)の(2)のイ 円(d')	別表第一の三 五の(二)の(2)のイ 円(D')
		計	(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (C') + (D') 円
他の建築物	合計		円(e')	円(E')

別記第三号様式を削る。

別記第四号様式中「種別のトキに至る可に至る所」を「種別のトキに至る所」に改め、同様式を別記第三号様式とし、同様式の次に次の様式を加える。

第4号様式（第8条関係）

取 下 げ 届

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

下記の計画を取り下げたいので、東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付年月日

年 月 日

3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

4 取下げの理由

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄		通 知 書 番 号 欄	
年	月 日	年	月 日
第	号	第	号
担当氏名		担当氏名	

（注意）

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格A列4番）

別記第五号様式中「東京都北区建築物のHNKギー消費性の向上に関する法律施行規則第8条第1項を「東京都北区建築物のHNKギー消費性の向上等に関する法律施行規則第8条第2項に改め、同様式を別記第四号様式の二とする。

別記第六号様式中「東京都北区建築物のHNKギー消費性の向上に関する法律施行規則第8条第2項を「東京都北区建築物のHNKギー消費性の向上等に関する法律施行規則第8条第3項に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第七号様式中「建築物のHNKギー消費性の向上に関する法律施行規則第7条第1項を「建築物のHNKギー消費性の向上に関する法律施行規則第6号様式とする。

別記第八号様式中「建築物のHNKギー消費性の向上に関する法律施行規則第8条第1項を「建築物のHNKギー消費性の向上に関する法律施行規則第7号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第8号様式（第11条関係）

建 築 取 り や め 届

年 月 日

東京都北区長 殿

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

建築主の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、
東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第11条第1
項の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定通知書番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定通知書年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄		通 知 書 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

（注意）

建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格A列4番）

別記第九号様式中「東京都北区練物のアムギー消費促進の向上に関する法律施行規則第11条第1項」を「東京都北区練物のアムギー消費促進の向上に関する法律施行規則第11条第2項」に改め、同様式を別記第八号様式の二とする。

別記第十号様式中「東京都北区練物のアムギー消費促進の向上に関する法律施行規則第12条」を「東京都北区練物のアムギー消費促進の向上に関する法律施行規則第12条第1号」に改め、同様式を別記第九号様式とする。

別記第十一号様式中「東京都北区練物のアムギー消費促進の向上に関する法律施行規則第12条」を「東京都北区練物のアムギー消費促進の向上に関する法律施行規則第12条第2号」に改め、同様式を別記第十号様式とする。

別記第十一号様式の二中「東京都北区練物のアムギー消費促進の向上に関する法律施行規則第16条第1項」を「東京都北区練物のアムギー消費促進の向上に関する法律施行規則第13条」に改め、同様式を別記第十号様式の二とする。

別記第十二号様式を削る。

別記第十三号様式中「練物のアムギー消費促進の向上に関する法律」を「練物のアムギー消費促進の向上に関する法律」に改め、同様式を別記第十一号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

軽微変更証明

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明）

- 1 建築物の用途 ☐ 一戸建て住宅 ☐ 一戸建て住宅以外の住宅
（該当する□にレを記入） ☐ 工場等のみ ☐ 工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法
（該当する□にレを記入） 非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額

計画の種類 （該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表第一の三 六の(一)の (1) 円 (a)	別表第一の三 六の(二)の (1) 円 (A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 六の(一)の (2)のア 円 (b)	別表第一の三 六の(二)の (2)のア 円 (B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第一の三 六の(一)の (1) 円 (c)	別表第一の三 六の(二)の (1) 円 (C)
	工場等のみの場合の床面積の合計		別表第一の三 六の(二)の (2)のイ 円 (D)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第一の三 六の(一)の (2)のイ 円 (e)	別表第一の三 六の(二)の (2)のウ 円 (E)
	計	(b) + (e) 又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、(C) + (E) 又は (D) + (E) 円

合計 円

(注意)

- 「適合証等」とは、東京都北区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第15条第4項各号に規定する図書をいう。
- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。

(日本産業規格A列4番)

第13号様式（第15条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則
第13条の規定による軽微変更該当証明申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1 計画を変更する直前の適合判定通知書番号
第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄		証 明 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

（注意）

- 1 添付書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書及び建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書（変更に係る部分に限る。）並びに同規則別記様式第1の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格A列4番）

別記第十四号様式から第十六号様式までを次のように改める。

第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則
第13条の規定による軽微変更該当証明書

様

東京都北区長

印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更に該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意） この証明書は、大切に保存してください。

（日本産業規格A列4番）

第15号様式（第16条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則
第28条の規定による軽微変更該当証明申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定により、下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第25条の軽微な変更
に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に
記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 計画を変更する直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書交付者

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄		証 明 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

（注意）

- 1 添付書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則
第20条第1項に規定する図書及び建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係
る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に要した図書（変更に係る部
分に限る。）並びに同規則別記様式第27の第2面から第4面までに記載すべき事
項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格A列4番）

第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則
第28条の規定による軽微変更該当証明書

様

東京都北区長



下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 証明に係る建築物の位置
- 3 証明に係る建築物又はその部分の概要

（注意） この証明書は、大切に保存してください。

（日本産業規格A列4番）

別記第十七号様式から第十九号様式までを削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。